

校章

構図は川野次男先生の作になるもので、外郭の波は東支那海を洗う黒潮を型どり、若人のたゆまない躍動を象徴し、質実剛健な気風を培い、また、中央の薩摩富士は、秀麗な姿を朝夕仰ぐことにより、崇高優美な精神を涵養することを目標としたものである。



校是

開拓精神

校訓

自主・自立・創造

この開拓精神が、創立以来、校訓「自主・自立・創造」を支える穎娃高魂「学校創立の精神（校是）」として、いまなお引き継がれている。本校のスクールカラーは「水色」である。

目 次

交通安全宣言	2
校章について・校是について	3
目 次	4
校 歌	5
学校の沿革	7
校舎校地状況・教育目標	13
科目修得，単位修得の認定並びに進級，卒業の判定に関する規定	14
定期考査に関する規定	15
欠席その他諸届規定	16
生徒心得	17
図書館利用規定	21
生徒会会則と諸規定	22
部活動規定	31
頭髪自主規定	34
交通規定	35

校 歌

(昭和30年制定)

$\text{♩} = 76$ 逍遙調にて

原 光枝 作詞
高岡 実 作曲

mf

しのめ にー おー さつまふ じー

けだ かき すー がー た あお ぎつ つー

しんりの とー びー ら ひ ら かん とー

きぼ う に もー ゆー る わ か き ま ゆ お

おー ー な ご や かー な こ のー

つ ど い つ ど いー え

いー 高ー 校ー に ひ

かー り あ りー

穎娃高校校歌

しのめにお さつま ふ じ けだか すがた あお
1 東雲 匂う 薩摩富士 崇高き容姿 仰ぎつつ

しんり とびら ひら きぼう も わか まゆ
真理の 扉 開かんと 希望に燃ゆる 若き眉

なご つど つど え いこうこう ひかり
おお 和やかな この集い（集い） 穎娃高校に 光 あり

しゅうれいひら いけだ こ みず かがみ
2 秀麗 展く 池田湖の ますめる水を 鏡 とし

じ ち じゆう はたかぜ みとせ きた わか とも
自治と自由の 旗風 に 三歳を鍛う 若き友

すこ そだ そだ え いこうこう
おお 健やかに 育ちゆく（育つ） 穎娃高校に ほこりあり

き ぎ わかば ひ ゆうあいふか まなびや
3 樹木の若葉は 陽にすみて 友愛深き 学舎に

あ す きょうど きず しめい はげ わか こえ
明日の郷土を 築かんと 使命に励む 若き声

とこしえ さち よ さち え いこうこう さか
おお 永久に 幸を呼ぶ（幸を） 穎娃高校に 栄えあり

学校の沿革

1 学校名 鹿児島県立穎娃高等学校

2 所在地 鹿児島県南九州市穎娃町牧之内2000番地

(郵便番号 891-0702)

(電話 0993-36-1141番) (F A X 0993-36-1142番)

3 創立年月日 昭和6年5月5日

4 学校沿革概要

昭和5年4月1日 鹿児島県穎娃村立高等公民学校1部(本科5年)研究科2部
(電気・土木・普通・農業・家具・家政科)認可。

昭和6年5月5日 同上の創立

昭和6年5月5日 第1期生入学式を行う。

昭和10年4月1日 青年学校令制定に依り村立穎娃青年学校と改称す。

昭和15年4月1日 家政科は村立穎娃高等家政女学校として独立す。

昭和16年4月1日 電気科・土木科は村立鹿児島県穎娃工業学校として独立す。

昭和19年4月1日 県立移管 鹿児島県立穎娃工業学校と改称す。

昭和20年8月8日 戦災の為本館全焼す。

昭和20年9月17日 枕崎台風により講堂と乾蔵倉庫を残し全壊す

昭和23年4月1日 学制改革により普通科を増設して電気・土木・普通3科の全
日制鹿児島県穎娃高等学校となる。青年学校家具科は今和泉
高等学校(定時制別科)穎娃教場となる。

昭和24年4月1日 農業科を本科として家庭科・建築科を別科とする村立定時制
高等学校が併設される。県立全日制高等学校を第1部, 村立
定時制高等学校を第2部と改称す。

昭和24年4月20日 商工省告示第38号改正により鹿児島県立穎娃高等学校電気科
卒業生(昭和23年, 24年3月卒に限る)に電気事業主任技術
者第3種免許状下附される。

昭和25年4月1日 村立定時制, 県立に移管される。

昭和26年10月14日 ルース台風により工業科教室及実験室その他諸施設全壊425.5
坪, 大破1008.25坪, 中破以下525坪(総計19,908,250円)の

大損害を受ける。

昭和27年 6月26日 通商産業省告示第144号に依り電気事業主任技術資格者第3種
検定第1次試験を免除される。

昭和27年 9月10日 昭和26年度災害復旧工事として電気科変電室，家庭科・普通
科教室，畜舎，堆肥舎，倉庫1棟の改築その他男子寮の補
修，女子寮移築等施工完了。

昭和28年10月10日 昭和27年度災害復旧工事として，鉄筋二階建12教室350坪(総
額1,833万円) 完工。

昭和29年 4月 1日 定時制建築科(別科)は本科となる。

昭和29年10月10日 昭和28年度戦災復旧工事にて鉄筋2階建(増築)普通教室二
階建塔屋等87.2坪，ブロック平屋建家庭科実習室1棟85坪完
工

昭和30年 4月22日 戦災復旧工事ブロック建宿直小使室17坪移転改築，便所10坪
新築完工(戦災復旧工事200坪完工)

昭和31年 4月 1日 定時制家庭科(別科)は本科(前期課程)となる。

昭和31年10月 1日 鹿児島県立頤娃高等学校と改称する。

昭和31年10月 7日 P T A所属として図書館36坪完工，木造平屋建。

昭和33年 3月20日 建築実習室90坪の改築工事完工，木造平屋建。

昭和33年 5月 5日 同上管理室他計17坪をP T A寄付建物として同日付取得

昭和34年 3月30日 P T A所属として図書館36坪完工，木造平屋建

昭和35年 3月25日 土木実習室完工，体育館兼講堂214坪竣工。

昭和35年 4月 1日 定時制建築科は募集停止し，全日制建築科として募集。

昭和35年 5月 5日 創立30周年記念式典挙行。体育館兼講堂214坪落成式。

昭和36年 4月 1日 募集定員変更 普通科3学級・電気科2学級となり，定時制
農業科と前期家庭科募集停止。

昭和37年 3月31日 建築科管理室等27.5坪の改修工事完了。

昭和37年度 電気科実習室119坪，建築科実習室60坪竣工。

昭和38年 4月 1日 機械科新設2学級募集。

昭和38年度 図書館・卓球場竣工。

昭和38年 7 月28日 第二本館三階292坪竣工。

昭和39年度 変電室，土木科実習室，普通科教室三階430坪，機械工場98坪，柔剣道場，機械科実習室138坪竣工，運動場拡張2,785坪，校門移転。

昭和39年10月31日 運動場2,278坪自動車練習場敷地508坪買収。

昭和40年度 電気科実習室383.24㎡，理科室・家庭科室671.76㎡，被服室・社会科室415.3㎡，機械科実習室464.97㎡，便所・倉庫127.87㎡，渡り廊下205.4㎡竣工。

昭和41年度 建築科実習室280㎡，土木科実習室160㎡，渡り廊下176㎡竣工。

昭和42年度 建築科実習室関係200㎡，土木科実習室関係250㎡竣工。

昭和44年度 台風 9 号により柔剣道場291㎡倒壊，災害復旧により武道場400㎡竣工。

昭和45年度 機械科実習室432㎡，電気科実習室270㎡竣工

昭和45年10月 6 日 プール（25m 7 コース）竣工。

昭和45年11月 5 日 創立40周年記念式典挙行。

昭和49年 4 月 建築科実習室945㎡及び渡り廊下17㎡竣工。

昭和50年 2 月 寄宿舍220.10㎡売却。

昭和50年 3 月 鋳造実習室180㎡新築。製図室133.31㎡増築。火災報知器設置。

昭和51年 4 月 土木科募集停止。

昭和53年 3 月 視聴覚・音楽室竣工。

昭和55年 1 月 弓道場竣工。

昭和55年 4 月 募集定員変更 普通科 1 学級減・普通科 2 学級となる。

昭和55年11月 8 日 創立50周年記念式典挙行。

昭和56年 3 月 第 2 棟普通科教室（2 教室）を社会科教室に模様替。

昭和56年 7 月 建築科・土木科棟829.09㎡，武道場移築。

昭和57年 1 月 社会科教室を図書館に移転整備。

昭和57年 3 月 体育館1,327.93㎡，便所22.96㎡，電気科・建築科実習棟

1,449.15m²，ポンプ室15.05m²竣工。

- 昭和57年 4 月 募集定員変更 電気科 1 学級減，電気科 1 学級となる。
- 昭和58年 4 月 募集定員変更 電気科 1 学級増，電気科 2 学級となる。
- 昭和58年 9 月21日 本館窓枠改造工事完工。
- 昭和59年 4 月 募集定員変更 電気科 1 学級減，電気科 1 学級となる。
- 昭和61年 4 月 建築科募集停止。設備工業科新設 1 学級募集。
- 昭和62年 3 月 建築科実習室350m²を設備工業科の空気調和実習室に所属替。
- 昭和63年 3 月 建築科実習室等1,347m²を設備工業科実習室に所属替，設備工業科実習室棟（衛生設備実習室）210m²増築。
- 平成 2 年 4 月 1 日 制服改正（ブレザー）。
- 平成 2 年 8 月 第26回全国設備工業教育研究会開催。
- 平成 2 年11月17日 創立60周年記念式典挙行。60周年記念館落成。
- 平成 5 年 4 月14日 野球部 第92回九州大会県予選優勝。
- 平成 6 年 3 月 機械科仕上げ組立実習室内部改造工事完了。
- 平成 7 年 2 月 女子トイレ24m²新築。
- 平成 7 年11月 大規模改修工事（第 4， 5 棟）
- 平成 8 年 3 月 渡り廊下改修工事（第 1 ～ 2， 第 3 ～ 4， 第 4 ～ 5 棟）
- 平成 8 年 9 月 電気実習室受電設備取替。
- 平成10年 1 月 設備工業総合実習室240m²増築。
- 平成11年 3 月 体育館屋根補修工事。
- 平成12年 2 月 校長室他空気調和設備工事。
- 平成12年 3 月 学校敷地境界柱設置。
- 平成12年11月 4 日 創立70周年記念式典挙行。
- 平成13年 3 月 工業科トイレ新築30m²。
- 平成13年 4 月 募集定員変更 機械科 1 学級減，機械科 1 学級となる。
- 平成14年 2 月 防球ネット設置工事。
- 平成14年10月 単車置場新築（ 3 棟）。
- 平成16年 3 月 第 1 棟外壁塗装 来賓・職員トイレ改修 普通科教室ロッカー改修機械科铸造室改修。

平成16年 4 月	募集定員変更 普通科 1 学級減，普通科 1 学級となる。
平成18年 3 月	講堂撤去，作業倉庫，駐車場新設。
平成19年 3 月	第 2 棟耐震改修，武道館，用務員室改修。
平成19年 4 月	文部科学省キャリア教育研究推進校指定。
平成20年 3 月	電子計算機実習室パソコン20台整備（自動製図装置）。
平成21年 4 月	設備工業科募集停止。
平成22年 3 月	校務用パソコン配備（21台）。校内 LAN 配線整備。
平成22年11月 6 日	創立80周年記念式典挙行。
平成23年 3 月	校舎外壁補修（第15- 1， 15- 2， 41， 45， 49棟），設備工業科閉科式。
平成23年 6 月30日	普通教室空調設備完成（ 9 台）（同窓会）。
平成23年 8 月	バスケットゴール取替，第21番棟（機械室棟）屋根改修。
平成23年12月	教育用パソコン42台配備（リース）。
平成24年 3 月	プール解体。
平成24年10月	第 3 耐震補強工事。
平成25年 3 月	第 4 棟一部（電気実習室）撤去，自転車置場撤去。
平成26年 4 月	機械科・電気科募集停止，機械電気科新設 1 学級募集。
平成27年 8 月	体育館床補強工事。
平成28年 2 月	武道館吊り天井耐震化工事。
平成28年12月	体育館LED高天井照明取付。
平成29年 1 月	機械電気科自動制御工作機端末・自動製図装置整備（更新）。
平成30年 2 月	空調整備工事（職員室，保健室，図書室，体育教官室）
令和元年12月	グラウンド整地補修
令和 2 年 2 月	教育用パソコン42台配備（リース）
令和 2 年 3 月	第 1 棟玄関補修
令和 3 年 3 月	校内 LAN 配線改修，タブレット62台，プロジェクター 5 台配備（ICT環境整備事業）
令和 3 年11月 6 日	創立90周年記念式典を行う。

校舎校地状況

(平成30年5月1日現在)

- 1 校地敷地総面積 55,716.30㎡
校舎敷地 35,462.3㎡
運動場 20,254.00㎡
- 2 建物面積 13,842.20㎡

教育目標

1 教育の目標

憲法・教育基本法の精神並びに創立以来の伝統である開拓精神に基づき、自主・自立・創造の精神を涵養し、あわせて和と協力をモットーに、深い教育的愛情と熱意に基づく不断の努力によって生徒の道徳力・学力・体力の充実強化を図り、豊かで調和のとれた人間形成をめざし、もって社会の期待に応える有為な人材を育成する。

2 学校経営方針

豊かな心、確かな学力、たくましい体を備えた調和のとれた生徒を育成し、地域に信頼される校風を樹立する。

科目履修，単位修得の設定並びに進級，卒業の判定に関する規定

- 1 教科科目の履修は，原則として教科担任の責任とし，単位修得の認定並びに進級，卒業の判定は職員会議を経て校長がこれを行い，その職員会議は最終的なものとする。
- 2 科目の履修，単位修得の認定は次による。
 - (1) 法定時数の3分の1以下の欠課の場合，科目の履修を認定する。それを超えた場合は特別審議とする。
 - (2) 単位修得の認定は，本校の定める「評価規定」に基づいて行う。ただし規定による1の評定，および未履修についてはその科目の単位を認定しない。
- 3 進級の判定は次による。
 - (1) 当該学年中欠席した日数が出席すべき日数の三分の一を超えないこと。それを超えた場合は，特別審議とする。
 - (2) 1，2学年とも，原則として学校所定の教育課程表に定める科目を履修し，修得単位が24/29単位以上で，かつ所定の特別教育活動を履修すること。
 - (3) 前項(1)(2)を満たさない者は，原級に留める。原級に留められた者は，当該学年の教育課程を再履修する。
 - (4) 翌年度，未修得単位のある者は，追認試験を受けることができる。その後，該当する教科の条件を満たせば職員会議で審議しその科目の単位を認定する。追認試験は，4月中に申し出て6月下旬頃までに実施する。教科担任不在の場合は，教科で指導，実施する。職員会議は，9月上旬までに行う。
(1995年4月(平成7年度)入学生より適用)
- 4 卒業判定は次による。
 - (1) 3学年においては，学校所定の教育課程に定める科目を履修し，修得単位が74単位以上でかつ所定の特別教育活動を履修した者については卒業を認める。ただし，転入学，編入学および休学等により修得単位を異にする者については別途審議する。
 - (2) 卒業が認定されないものは，3-(3)に準ずる。
 - (3) 3学年における履修教科において未修得単位のある者については，3-(4)

を準用し追認試験を受けることができる。その時期等については、職員会議にて決定する。

5 皆勤賞の対象者

3年間で、欠席・遅刻・早退・欠課が無く、在籍中に特別指導（校長指導以上）を受けたことのない生徒に対して、皆勤賞を与える。

定期考査に関する規定

- 1 学級の座席は、廊下側から出席番号順に6列以下に並べる。
- 2 考査は、与えられた時間一杯受けることを原則とする。
- 3 考査に不必要な教科書・ノート等の諸用具は、机あるいは机付近から撤去し、教室の前部および後部に整然と置く。
- 4 考査中の用具の貸借は禁止する。また、下敷の使用は原則として禁止するが、机表面の毀損等のためやむを得ず下敷を使用しなければならない場合は、監督に届け出て許可を得てから使用すること。
- 5 不正行為は絶対にしてはならない。
- 6 考査期間中の職員室への出入りは禁止する。よって、同期間中の職員室清掃担当の生徒は、教職員の指示に従って清掃に当たる。
- 7 考査1週間前の日より考査終了までの課外活動は原則として禁止する。ただし、特別に必要とする場合は、職員会議の承認を得て、条件を付してこれを認めることができる。

欠席その他諸届規定

- 1 欠席は病気、事故の二つに区分される。欠席する場合はその理由を記し事前に、やむを得ない場合は出校後直ちに学級担任に提出しなければならない。
- 2 事故欠席とは家事の都合や、本人の事情で出席しない場合となる。
- 3 各種検定試験等で出席しない場合は必ず事前に届け出なければならない。
- 4 天災や交通機関の事故等、全くやむを得ない理由により登校できない場合はその旨学校へ連絡する。
- 5 忌引の日数は父母 7 日、祖父母 3 日、兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日を限度とし父母の命日は各 1 日を忌引取扱いとする。1 条に準ずる届を要する。
- 6 就職、進学のための試験、修学旅行、現場実習、競技会、研究会、その他それらに類する行事に対して学校の指示または許可で参加する場合は 1 条に準ずる。ただし、教科については欠課となる。
- 7 6 条に示す試験や行事の場所が遠隔の場合は往復の日数を加えた日数を限度とする。
- 8 8：30 までに入室できなかったものは遅刻とする。遅刻したものは、登校後直ちに所定の様式で届け出なければならない。
- 9 休学、退学、転学はその理由（病気事由は診断書を添える）を記し保護者持参の上願い出る。形式は別に定める。
ただし、休学の期間は 3 ヶ月以上 1 年以内とする。

（事務室備付）

忌引日数

父 母 7 日

祖 父 母 3 日

兄弟姉妹 3 日

伯叔父母 1 日

生徒心得

1 学生証（身分証明書）

- (1) 生徒は学生証の交付を受けて常時携帯しなければならない。
- (2) 学生証の交付を受けるときは、単身正面脱帽の半身像写真（名刺型半分の最近6ヶ月以内に写したもの）を提出しなければならない。
- (3) 学生証は本校教職員および関係機関の請求があったときはいつでもこれを呈示しなければならない。
- (4) 学生証を紛失し、または汚損した時は直ちに届け出て再交付を受けなければならない。
- (5) 学生証は退学、除籍の場合は、直ちに学校に返納することを原則とする。

2 服 装

服装は、高校生として、気品を損なわないようにし、常に清潔で質素端正であるように心がける。下記の服装規定を守らなければならない。

ア 男子

- (1) 制服は、学校で指定する型・色のブレザー・パンツ(ワンタック)・カッターシャツ・ベスト・セーター・ネクタイ・ベルトとする。
- (2) 夏服は、学校で指定する半袖の開襟シャツ・パンツ(ワンタック)とする。
- (3) 靴は学校指定の黒の革靴、白を基調とする運動靴(ハイカットは禁止)とする。ただし、靴ヒモは白・黒・紺・灰色で華美でないものとする。雨天時はゴムの長靴を使用しても可。
- (4) 靴下は白・黒・紺・灰色の無地で、くるぶしが完全に隠れる長さとする。(ワンポイント可)
- (5) 防寒着は華美でないものとする。学校指定のジャージまたは部活動のものも認める。単車通学生は、安全を配慮したものとする。

イ 女子

- (1) 制服は、学校で指定する型・色のブレザー・プリーツスカート・パンツ・長袖ブラウス、シャツ・ベスト・セーター・ネクタイ・リボン(エンジに紺のストライプ)とする。

- (2) 夏服は、学校で指定する半袖シャツ、ブラウス・パンツ・ネクタイ・セーター・スカートは上記(1)と同じ。
- (3) スカート丈は膝丈とする。※折り曲げ防止の芯を抜いてはならない。
- (4) 靴は男子と同じとする。
- (5) 靴下は、白・黒・紺・灰色の無地で、くるぶしが完全に隠れる長さとする。(ワンポイント可。冬季は黒のタイツ使用可)
- (6) 防寒着は男子と同じとする。
- (7) 化粧品等は使用してはならない。

ウ 更衣移行期間中の着用規定(令和2年7月20日改訂)

年間を通して移行期間および完全更衣期間を設けず、各自その時期に応じた制服を着用する。着用は以下のとおりとする。

(1) 男子

- ① 冬服ブレザー、長袖シャツ、ネクタイ、パンツ(ワンタック)、ベルト
 - ② 夏服半袖開襟シャツ、パンツ(ワンタック)、ベルト
 - ③ 中間服長袖シャツ、ネクタイ、パンツ(ワンタック)、ベルト
- ※ いずれも指定ベストは任意で着用可

(2) 女子

- ① 冬服 ブレザー、長袖ブラウス、リボン、ネクタイ、パンツ、指定ベスト
 - ② 夏服 半袖ブラウス、夏用長袖ブラウス、指定ベスト、ネクタイ、パンツ
 - ③ 中間服 長袖ブラウス、リボン、指定ベスト、ネクタイ、パンツ
- ※ 指定ベストは、指定セーターでも可
- ※ 中間服の長袖ブラウスのみの着用は不可
- ※ パンツスタイルはベルト着用

(3)注意事項

- ① インナーは、制服着用時に透けて見えないものとする。
 - ② 長袖シャツの袖のボタンと襟ボタンはしっかりとする。
 - ③ 儀式の際は、その時期に応じた制服を着用する。
- ※ 儀式とは、入学式や卒業式など、〇〇式と名のつく行事とする。

- ④ カバンは、本校指定の通学用カバンを使用する。また、補助バックは華美でないものおよび部活動で統一されたバックを使用する。

4 校内外活動

- (1) 生徒は正門，西門，東門以外通行してはならない。
- (2) 生徒は始業時から放課後までの間，許可なしで校外に出てはならない。
※外出許可証は各教室で管理する。
- (3) 授業以外に校内施設を利用する場合は，係教師の許可を得なければならない。
- (4) 生徒は考査中不正を認められる行為をしてはならない。
- (5) 生徒は如何なる場合も，暴力を用いてはならない。
- (6) 生徒または校内諸団体が校内外を問わず，物品を配布または販売やビラ，ポスターを掲示しようとするときは，校長の許可を得なければならない。
- (7) 生徒が集会しようとする時は，その責任者は校長の許可を得なければならない。
- (8) アルバイトについては説明会に参加し，許可等を得ること。特別アルバイトは別途審議する。
- (9) 生徒は本校で定められた立入りを禁止された場所への出入りをしてはならない。
- (10) 許可なく夜間外出，外泊はしない。
- (11) 男女の交際は，敬愛と相互尊重の精神に基づいたものでなければならない。また，他人に不快な思いをさせる行動をとってはならない。
- (12) 生徒は飲酒，喫煙，薬物乱用，その他これに類することをしてはならない。
- (13) 生徒は学生として品位を落とす行為をしてはならない。
- (14) 生徒は人命尊重の精神に基づき，交通安全宣言を遵守し，交通規則を守り，事故の防止に努めなければならない。

5 表彰・特別指導等

- (1) 学業，人物，体育運動，行為その他について優秀にして他の模範とするに足る生徒は表彰されることがある。
- (2) 校則，生徒心得その他学校の諸規定に違反し本校生徒の本分に反する行為

のある生徒は特別指導の対象となる場合がある。

- (3) 校舎，校具，物品その他公共物を破損し或は紛失した者は現品または相当代価を弁償させることがある。
- (4) 生徒会役員その他役員で特別指導を受けた者は当学年中の役を免ぜられることがある。
- (5) 各種校外競技に，特別指導を受けた者は出場を許可しないことがある。

図書館利用規定

第1条 本校図書館の利用者は、本校生徒、教職員とする。

第2条 開館は午前9時30分から午後4時35分とする。

第3条 休館日は、学校休業日および特別に定めた日とする。

第4条 図書の館外貸出は一人5冊までとし、貸出期間は1週間とする。ただし長期休業の場合は別に定める。

第5条 図書を借りる場合は、図書と図書館利用者カードをカウンターの係りに提出する。

第6条 図書を返却する場合は、返却本をカウンターの係りに提出する。

第7条 返却期日は必ず守り、無断で図書や資料を持ち出さない。

第8条 辞事典類、画集、図版物、貴重書など禁帯出表示のある図書は、原則として館内閲覧に限る。

第9条 図書を紛失したり故意に破ったり、またひどく汚した場合は、現品または金銭による弁償をしなければならない。

第10条 授業時間や自習時間の図書館利用は、教科担任の許可や指示を受けなければ使用できない。

第11条 図書館では静粛にし、他の利用者の迷惑にならないようにする。

第12条 閲覧室内での飲食は禁止する。

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は鹿児島県立頤娃高等学校生徒会と称し、本校の全生徒で組織する。

第2条 本会は次の目的達成のために会則を定める。

- (1) 学校生活を常に規則正しい明朗なものにし、よい校風をつくる能力を養う。
- (2) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、民主的な人格形成に努める。
- (3) 学校における自主的・自治的能力を養う。

第3条 2条の目的達成のため、本会に次の機関をおく。

- (1) 生徒総会 (2) 代議員会 (3) 執行部会 (4) 学級会 (5) 部会
- (6) 会計監査委員会 (7) 選挙管理委員会 (8) 風紀委員会

第2章 執行部員

第4条 本会に次の執行部員をおく。

会長 1名 副会長 2名 書記 1名 会計 1名 執行部員

第5条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

書記は、本会の会務の記録・事務を行う。

会計は、本会の会計事務を行う。

第6条 執行部員は、会員の中から直接選挙によって選出し、代議員会を経て、生徒総会の承認を受けなければならない。選挙規定については別に定める。

第7条 本会の執行部員の任期は1年とし、11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第8条 本会の執行部員は原則として兼任は認めないが、再選を妨げるものではない。

第9条 生徒総会において執行部員の不信任案が出席者の3分の2以上で可決された場合、再選挙を行う。

第10条 任期の途中で交替した執行部員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 生徒総会

第11条 生徒総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

第12条 生徒総会は生徒会長が召集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の運営方針に関する事項
- (2) 規約の制定および改正
- (3) 予算の決定、決算の承認
- (4) 執行部員の承認
- (5) 代議員会より提出された事項
- (6) 部の新設および廃止
- (7) その他、本会の運営に関する事項

第13条 生徒総会は年1回開くものとし、次の場合は臨時に開くことができる。

- (1) 全会員の3分の2以上の要請があった場合
- (2) 代議員会の要請があった場合
- (3) 生徒会長が必要と認めた場合

第14条 生徒総会の議長（1名）・副議長（1名）は、代議員会で選出し生徒総会で承認を受けなければならない。また、記録は執行部員の書記が兼ねる。

第15条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 代議員会

第16条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関である。

第17条 代議員会は、次の事項を協議する。

- (1) 生徒会の運営に関する事項
- (2) 学級会・部会・執行部会および各種委員会等から提出された事項
- (3) 各部の部長の承認
- (4) 予算
- (5) 規約の制定および改正
- (6) 部・同好会の新設・廃止
- (7) その他

第18条 代議員会は、各学級会代議員 2 名によって構成し、議長がこれを召集する。

第19条 代議員会には正・副議長各 1 名を置き、代議員の互選により決定する。

また、記録は執行部員の書記が兼ねる。

第20条 代議員会は、月 1 回開くことを原則とする。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- (1) 代議員の 5 分の 1 以上の要請があった場合
- (2) 執行部会が必要と認めた場合
- (3) 生徒会長が必要と認めた場合

第21条 代議員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

第22条 代議員会は定数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席者の 3 分の 2 以上をもって議決する。

第 5 章 執行部会

第23条 執行部会は次の事項を行う。

- (1) 生徒総会・代議員会へ提出する議案の作成
- (2) 予算案の作成
- (3) 総会・代議員会の決議事項の執行
- (4) その他、本会の運営に関する事項の企画

第 6 章 学 級 会

第24条 学級会は、学級生徒全員で組織し、生徒会活動の基本である。

第25条 学級会は次の事項を審議する。

- (1) 学級に関する事項
- (2) 代議員会・部会等から提出された事項
- (3) その他

第26条 学級会は、学級役員を中心として運営する。

- (1) 総務 1 名 (2) 副総務 1 名 (3) 会計 2 名 (4) 代議員 2 名
- (5) 文化 2 名 (6) 体育 2 名 (7) 風紀 2 名 (8) 交通 2 名
- (9) 保健 2 名 (10) 清掃美化 2 名 (11) 新聞 1 名 (12) 図書 1 名
- (13) その他学級担任が必要と認める係

第27条 学級会役員は、原則として各学期初めに学級全員の互選により決定する。ただし、入学当初の役員は担任が指名することができる。

第28条 学級会には学級運営委員会を置き、総務・副総務・代議員で構成する。
この会は、学級運営に関する企画立案にあたる。

第29条 学級会は必要に応じて総務が召集し、議長は原則として総務があたる。

第7章 部 会

第30条 部会は生徒会の運営を円滑に遂行するための機関であり執行部会のもとに次の部を置く。

- (1) 文化部 (2) 体育部 (3) 風紀部 (4) 交通部 (5) 保健部
(6) 清掃美化部 (7) 新聞部 (8) 図書部

第31条 各部会に正副部長を置く。部長、副部長は各部の互選により決定する。

第32条 各部会は、各学級選出の代表2名によって構成する。

第33条 各部の部長、副部長の任期は1年とし、11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第34条 各部会は、各部長が必要に応じて召集することができる。

第35条 各部の担当する内容は次のとおりとする。

- 1 文化部は、本校文化の向上を図るとともに文化的行事の企画運営にあたる。
- 2 体育部は、本校体育の高揚を図るとともに、会員の自覚を促し、諸活動の企画運営にあたる。
- 3 風紀部は、本校風紀の維持是正を図るとともに会員の自覚を促し、諸活動の企画運営にあたる。
- 4 交通部は、交通道德の向上を図るとともに、会員の自覚を促し、交通関係諸活動の企画運営にあたり、交通違反の絶滅を目指す。
- 5 保健部は、会員の健康の保持増進に努め、学校の環境衛生の向上を図る。
- 6 清掃美化部は、学校の清掃・美化および列車通学学生のマナー等の生活環境の向上を図る。
- 7 新聞部は、学校新聞の編集・発行にあたる。
- 8 図書部は、会員の読書意欲を高め、学校の図書館運営に協力する。

第8章 会 計

第36条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第37条 会員は一定額の会費を納入する。納入金額は総会において決定する。

第38条 予算の執行は、執行部員（会計）および生徒会顧問の承認を得なければならない。

第39条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 会計監査委員会

第40条 会計監査委員会は、代議員会で選出された委員6名をもって構成し、任期は本会執行部員の任期に準ずるものとする。

第41条 会計監査委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、これらは委員の互選による。

第42条 会計監査委員は、本会会計の調査権・審査権を有し、本会の会計を監査する。監査の結果は、生徒総会に報告しなければならない。

第10章 選挙管理委員会

第43条 選挙管理委員会は、各クラスの代議員1名をもって構成する。ただし、選挙管理委員が立候補した場合は、直ちにその資格を失う。

第44条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の業務を行う。

第45条 選挙規定については別にこれを定める。

第11章 風紀委員会

第46条 風紀委員会は、各学級風紀委員で構成し、毎週交替で学校週番を任務する。

第47条 学校週番は、職員週番の指導・助言を受け、自主的・自発的に活動する。

第48条 規定は別に定める。

第12章 補 則

第49条 本会の決議事項は、職員会にはかり校長の承認を得て効力を発する。

第50条 本会の会則および教職員の慶弔に関しては別に定める。

第51条 本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

本会則は、平成19年4月1日より一部改正し施行する。

本会則は、平成22年4月1日より一部改正し施行する。

本会則は、平成23年4月1日より一部改正し施行する。

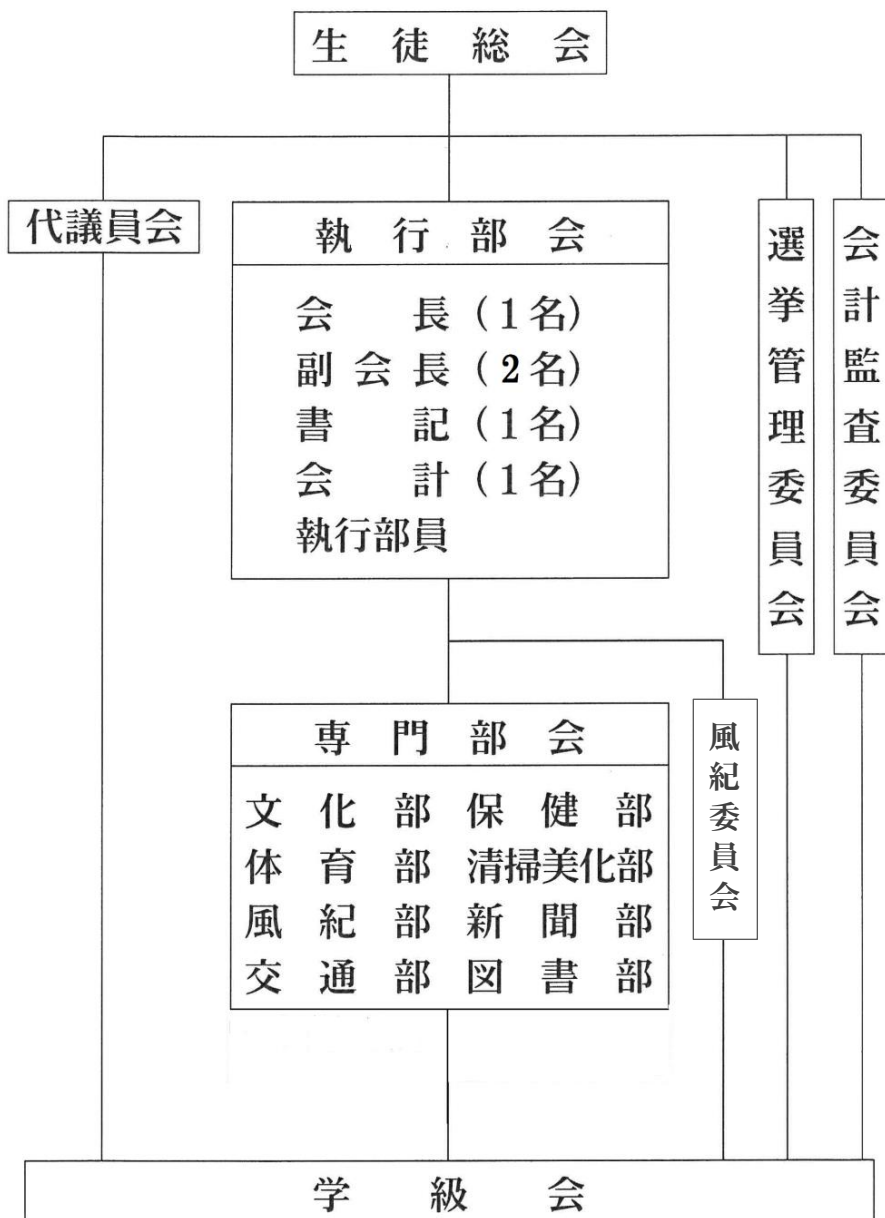
本会則は、令和 5年4月1日より一部改正し施行する。

慶弔規定

事務施行に関しては、下記の基準による。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1 会員死亡の場合 | 5,000円 |
| 2 職員死亡の場合 | 3,000円 |
| 3 会員の保護者の死亡の場合 | 3,000円 |
| 4 職員の転退職の場合 | 記念品 |
| 5 その他、突発の傷害・災害等の見舞金については、 | 代議員会で特別協議する |

生徒会機構図



選挙規定

- 1 選挙管理委員会は、次の場合、本規定に基づいて選挙を実施しなければならない。
 - (1) 会長および副会長が任期を満了するとき。
 - (2) 生徒総会において不信任案が可決されたとき。
 - (3) 会長および副会長が会員の資格を失ったとき。
- 2 前項(2)・(3)の場合は、その日から起算して10日以内に再選挙を実施しなければならない。
- 3 立候補者は原則として自由立候補とするが、立候補者のない場合は、クラスおよび代議員会の推薦者を立候補者とすることができる。
- 4 公示は投票日の10日前までに行い、投票日までに立会演説会を行わなければならない。
- 5 立候補数が定数の場合は、当選は投票総数の過半数の信任を必要とする。ただし、定数を超えた場合は、当選は得票数が多い順とする。
- 6 開票は、各候補者の立会人（各クラス代議員1名）のもとで行わなければならない。選挙管理委員会は開票結果を発表しなければならない。
- 7 会員は選挙に関して疑問のある場合、選挙管理委員会に申し出、説明を求めることができる。

風紀委員会規定

- 1 風紀委員会は、毎月末に開き、翌月活動計画と各週の努力目標を立てる。
- 2 風紀委員会の運営を円滑にするために、企画・運営を風紀部長が行う。
- 3 学校週番は、次の任務に当たる。
 - (1)校内の巡視(下校状況、戸締まり、清掃美化、整理整頓の点検)
 - (2)学校週番日誌の記入と巡視結果の報告
 - (3)その他、目的達成のため必要と思われる活動
- 4 学級週番は、次の任務に当たる。
 - (1)反省事項及び、活動計画の伝達 (2)教室内外の美化 (3)授業前後の諸準備・片づけ (4)放課後の戸締まり (5)学級日誌の記入・提出 (6)その他、目的達成のため必要と思われる活動
- 5 代理週番

週番が欠席、遅刻の場合、または、その他やむを得ず代理を要する場合は、その代理を認める。

部活動規定

1 部室に関する規定

- (1) 部室への出入りは、部活動時にかぎり、部活動以外の目的で使用してはならない。（昼食をとったり、体育時の更衣の場としない。）当該部員以外の立入りを厳禁する。
- (2) 部室は常に整理・整頓し、華美にならないように努める。
- (3) 用具類の管理を十分に行い、絶対に盗難・紛失のないように必ず施錠する。
- (4) 部室の破損等については、顧問を通じて学校に申し出て補修・改善にあたる。

2 練習に関する規定

- (1) 練習時間は、原則として午後7時までとする。
ただし、顧問の責任において延長願の出された部については職員会の了承のもとで時間延長を認める。なお、生徒の帰宅時間に配慮する。

（2019年5月13日一部改定）

- (2) 中間・期末などの定期考査1週間前より考査終了までの練習は原則として認めない。ただし、必要のある部については職員会の了承のもと、顧問の責任において1時間程度の練習を認める。なお、3年生最後の大会に限り、通常の練習を認める。
（2019年5月13日一部改定）

3 対外練習試合に関する規定

- (1) 対外練習試合には、顧問またはこれに準ずる本校職員が付き添わなければならない。
- (2) 特に回数の制限はしないが、生徒の学習活動に支障のないように、日曜日・祝日または長期休業中に限る。
- (3) 文化系部活動における他校との合同練習等についても、同じ取扱いをする。

4 合宿に関する規定

- (1) 合宿は、顧問が生活指導に全責任を持ち得るとき、正規の手続きを経て校長の許可を得て実施すること。

- (2) 合宿の実施回数は、年3回以内とし、原則として春・夏・冬の長期休業中に限る。
- (3) 合宿の期間は、1回につき1週間以内とする。
- (4) 合宿には、必ず顧問またはこれに準ずる本校職員が付き添わなければならない。
- (5) 文化系部活動におけるキャンプ等についても、合宿に準ずる取扱いをする。

5 遠征に関する規定

- (1) 公式の大会・発表会への出場決定は、派遣委員会の審議を経て、最終的には職員会の承認を得なければならない。
- (2) 出場回数は、原則として県大会3回、地区大会2回以内とする。
- (3) 各部活動の出場者数については、別にこれを定める。
- (4) 宿泊は、地区大会においてはこれを認めないが、県大会においては次の場合に限りこれを認める。

ア 試合の開始時刻が午前10時以前の場合

イ 勝ち残って翌日再び試合が予定されている場合

ウ 試合終了後、帰校のための公的交通機関の便のない場合

- (5) 次に該当する場合、大会・発表会への出場を認めない場合がある。

ア 未習得となる教科・科目があるもの。（可能性も含む）

イ 特別指導中の者および継続指導中の者。

ウ 部員としての活動期間が短く、大会・発表会への参加が不適当と判断される者。ただし、新入生については、部員として登録している場合、この限りではない。

エ 学校納入金を長期的に滞納している者。ただし、特別な事情がある場合は除く。

- (6) 遠征する場合、事前に必ずその旨を担任に連絡すること。
- (7) 大会・発表会のあった部の主将は、必ずその結果を報告する。
- (8) 県外における大会・発表会に関する遠征の規定は、別に定める。
- (9) 文化系部活動の遠征についても、上記に準ずる。

6 文化系・体育系部活動の新設ならびに廃止について

- (1) 同好会の発足は相当数の会員を募り，顧問に本校職員を委嘱し，代議員会へ届けなければならない。その後，生徒総会の承認を得るものとする。
- (2) 同好会には予算をつけない。
- (3) 同好会には相当数の会員をもっておおむね1年継続的な活動をしていることを条件に，部への昇格については代議員会へその審議を申請する。代議員会は審議の結果を生徒総会へ報告し承認を得るものとする。
- (4) おおむね一年以上部員が存在せず活動していない部は廃部とする。廃部については代議員会で審議し，代議員会は審議の結果を生徒総会へ報告し承認を得るものとする。 (2019年5月16日 一部改訂)
- (5) 以上の規定にあてはまらないものは別途審議する。

(2019年5月16日 一部改訂)

頭髪自主規定

遵守事項

頭髪は穎娃高生としての自覚と品位に基づいた髪型として、生徒相互間において風紀を乱さぬように積極的に注意しあい、一致協力して良い校風を樹立するよう心がける。

1 男子

- (1) 前髪は目にかからない所までとし、横髪は耳にかからない。
- (2) もみあげの長さは耳の下部までとし、襟足は上着の襟にかからないこと。
髪形は自然な形に整える。

2 女子

- (1) ピンの色は黒の飾りのないものとし、使用については必要最低限度とする
と共に特殊な髪型にしない。
- (2) ゴムは華美でないものとする。
- (3) 前髪は原則として目にかからない長さとし、授業の妨げとなる場合はピン
でとめる。
- (4) 後髪は肩につく場合は結ぶ。

3 男女共通

- (1) 染髪・脱色・パーマは禁止する。
- (2) 穎娃高校生らしい容儀とすること。
- (3) 眉毛は不自然な形にしない。

交通規定

自転車通学規定

- ア 自転車損害賠償保険へ加入すること。
- イ 自転車防犯登録を必ず行うこと。
- ウ 鍵を付けること。できれば二重ロックが望ましい。
- エ 荷台を取り付ける。（前かごでも代用可）
- オ 正しい姿勢で乗れる自転車とする。
- カ ハンドルは正常に取り付ける。
 - （ア）極端な形状のハンドルは認めない。
 - （イ）ハンドルの改造はしてはならない。
- キ ベル、ライト、ブレーキ、タイヤは確実に整備する。
- ク ペダル及び後輪泥よけに反射機材を取り付ける。
- ケ ステッカーは、必ず後部の見えやすい場所に貼り付ける。
- コ ヘルメットの着用が望ましい。

単車通学規定

- ア 単車通学希望の生徒は1年生の夏季休業から必要な手続き完了後、単車通学が許可される。原則として、自宅から学校までの距離が2 km以上であること。
- イ 単車受験前には必ず単車通学説明会を受けなければならない。単車受験については夏季休業以降とする。ただし、公共交通機関による通学が困難と考えられる地域に居住する生徒については、学校の承認を得た上で平日の単車受験を許可する。
- ウ 通学に使用できる単車の種類は限定されているので、単車を購入する前に担任または、係の先生へ相談すること。
- エ 単車は通学以外の目的で使用してはならない。
- オ 防寒着着用の際は華美でないものとし、マフラーは認めない。